

## 原案からの変更点

(食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン))

※修正部分は下線部

該当箇所	原案(変更前)	変更後
第2の1	<p>第2 健康増進法第31条第1項の規定により禁止される広告その他の表示</p> <p>1 同項の適用を受ける対象者</p> <p>健康増進法第31条第1項には「何人も」と規定されている。このため、同項が対象とする者は、食品等の製造業者、販売業者等に何ら限定されるものではなく、「食品として販売に供する物に関する広告その他の表示をする」者であれば、例えば、新聞社、雑誌社、放送事業者等の広告媒体事業者等も対象となり得ることに注意する必要がある。</p>	<p>第2 健康増進法第31条第1項の規定により禁止される広告その他の表示</p> <p>1 同項の適用を受ける対象者</p> <p>健康増進法第31条第1項には「何人も」と規定されている。このため、同項が対象とする者は、食品等の製造業者、販売業者等に何ら限定されるものではなく、「食品として販売に供する物に関する広告その他の表示をする」者であれば、例えば、新聞社、雑誌社、放送事業者、<u>インターネット媒体社等の広告媒体事業者等も対象となり得ることに注意する必要がある。</u></p> <p><u>もつとも、虚偽誇大広告について第一義的に規制の対象となるのは健康食品の製造業者、販売業者であるから、直ちに、広告媒体事業者等に対して健康増進法を適用することはない。しかしながら、当該表示の内容が虚偽誇大なものであることを予見し、又は容易に予見し得た場合等特別な事情がある場合には、同法の適用があり得る。</u></p>